

船員法等関係法令違反船舶所有者(令和8年度第1／四半期(令和8年4月～6月分))

公表年月日	船名	船種 又は 業種	船舶所有者名 (法人にあっては 代表者名) 法人番号	所在地	行政処分等を行った日 又は公表ポイント となった日	行政処分等を行った 主な理由	行政処分内容等 (条項等)	備考 (管轄局)
令和8年8月7日	第三明祐	引船兼押船	大協海運株式会社 (法人番号：6140001017651)	兵庫県 神戸市	令和8年5月29日	発航前の検査の未実施 及び操練の未実施等 に関する違反事実を確認 したため。	戒告 (船員法第8条、第 14条の3第2項等)	神戸運輸監理部

※公表理由：船員法等の違反に対する累積ポイントが120ポイント以上となったため。
※公表内容に関する問い合わせ先（管轄局）

神戸運輸監理部海上安全環境部 運航労務監理官

電話078-321-7058